

告 示

埼玉県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） あさひ信託銀行株式会社 代表取締役 平塚宗臣

さいたま市高砂二丁目六番五号

（変更後） 株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

大阪府大阪府中央区備後町二丁目二番一号

小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社与野フードセンター 代表取締役 正野三郎

日本トイザラス株式会社 代表取締役 ジョーン・W・ドノバン

（変更後） 株式会社与野フードセンター 代表取締役 植松秀夫

日本トイザラス株式会社 代表取締役 モニカ・メルツ

ハ 変更年月日

平成二十年六月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十三年一月二十四日

三 縦覧期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課